

高知市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

*処分内容は各項目とも全て指定取り消し要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則（期間）を示します。

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等	
指定要件違反	水道法 第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第1項第2号	施行規則第20条	2. 国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	○国土交通省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第1項第3号イ		3. 心身の故障により給水装置工事の事業を適切に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの。	指定取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		第1項第3号ロ		4. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。	指定取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		第1項第3号ハ		5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	○一律に指定を取り消す。
		第1項第3号ニ		6. 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	○一律に指定を取り消す。
		第1項第3号ホ		7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。		○様々なケースがあり得るが、違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 再犯の場合（2年程度）や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。 （文書で期日を定め警告）
				①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下	
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下	
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下	
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下	
				⑤研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意	
				⑥文書注意に従わないとき。	文書警告	
				⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下	
				⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定停止6月以下	
		第1項第3号へ		8. 法人であって、その役員のうち法第25条の3第1項第3号イ～ホの欠格要件のいずれかに該当するものがあるもの。	3. から7. に準じる	欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
	※高知市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第4条			1. から8. のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるとき。	12月を越えない期間を定めて指定停止	

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	水道法 第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項及び第2項	施行規則第21条 第1項及び第2項 第3項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消し 指定停止3月以下 12月を越えない期間を定めて指定停止	○選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。(文書による注意)
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条・35条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し 指定取消し	○変更届を速やかに提出するように指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取り消す。 ○廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取り消す。
事業の運営基準違反	水道法 第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号 第2号 第3号 第5号イ 第5号ロ 第6号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。 2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 4. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第6条：給水装置の構造及び材質の基準) 5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止1月以下 指定停止6月以下 指定停止6月以下 指定停止3月以下 指定停止3月以下 12月を越えない期間を定めて指定停止	○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。 ○技能を有する者は、公的な資格、民間の資格又はこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。(文書による注意) ○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。(水道法施行令第6条を除く。)工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 ○記録の作成・保存を指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		※高知市上下水道局 指定給水装置工事事業者規程第4条		1. から2. のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるとき。		

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。（文書による注意） この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	第1項第6号			2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。（文書による注意） この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	第1項第7号			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以下	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。（悪質な場合は即取消し） この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。
		※高知市上下水道局 指定給水装置工事事業者規程第4条		1. から3. のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があると認めるとき。	12月を越えない期間を定めて指定停止	
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	○事実が判明したら、速やかに取消しを行う。